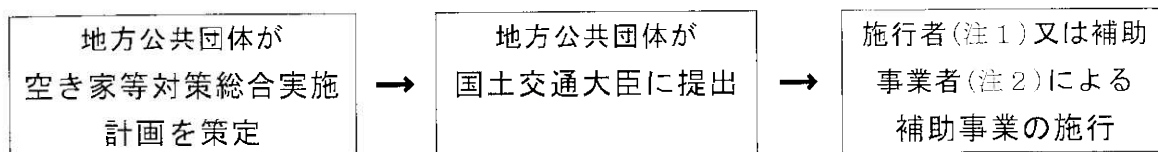


住宅市街地整備ハンドブック

2019

公益社団法人 全国市街地再開発協会

2 一般的な事業フロー



注1 地方公共団体及び民間事業者等

注2 施行者に対して補助を行う地方公共団体及び国からの補助を受ける民間事業者等

3 空き家対策総合実施計画

(1) 空き家対策総合実施計画の策定（制度要綱第25第2項～第4項）

地方公共団体は、次に掲げる事項を定めた空き家対策総合実施計画を策定し、国土交通大臣に協議の上、提出する。

空き家対策総合実施に定める事項（制度要綱第25第2項）

- イ. 計画の実施地区の区域
- ロ. 基本的方針
- ハ. 空き家の活用と除却に関する事項
- ニ. 他の空き家対策にかかる事項
- ホ. その他必要な事項

なお、次のような計画となるよう作成する。

空き家対策総合実施計画策定上の留意点（制度要綱第25第3項）

- イ. 空家等対策計画に基づくこと。
- ロ. 実施地区は、空家法第6条第2項第一号に規定する空家等対策計画に定める地区に含まれること。
- ハ. 市町村が策定する分野横断的な総合的計画に位置付けられること。
- ニ. 実施地区内において空き家対策に取り組む民間事業者等を構成員とする協議会等の意見を踏まえるなど協議会等と連携して策定すること。
- ホ. 実施される事業の実施主体及び事業期間を定めること。
- ヘ. 次の各号の全ての取組みが行われること。
 - ① 空き家の活用と除却を支援する事業が市区町村により行われること。
 - ② 空き家の発生を抑制する事業が市区町村により行われること。
 - ③ 空き家やその跡地を利活用する取組みが民間事業者等により行われること。